

令和3・4年度建設工事等入札参加資格審査申請について

■尾花沢市の建設工事等入札参加資格審査申請書を受け付けます

- 受付場所／財政課財産管理係【内線241】 〒999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号
- 受付期間／2月1日(月)～2月26日(金)(郵送の場合：当日消印有効)
- 受付時間／午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 有効期間等

| 区分 | 受付区分 | 有効期間 | | 提出方法 |
|------|------|---------|--------------------|---------|
| 市内業者 | 定期 | 令和3・4年度 | 令和3年5月1日～令和5年4月30日 | 持参または郵送 |
| 市外業者 | 定期 | 令和3・4年度 | 令和3年5月1日～令和5年4月30日 | 郵送 |

●提出書類／

【建設工事】

- ①競争入札参加資格審査申請書
 - ②経営規模等評価結果通知書(写)
 - ③工事経歴書(直前2期分)
 - ④営業所一覧表
 - ⑤技術職員名簿
 - ⑥委任状(任意様式)
 - ⑦印鑑証明書(原本)
 - ⑧使用印鑑届(任意様式)
 - ⑨納税証明書 ※いずれも最新年度のもので、未納額なし証明でも可
 - ・尾花沢市内の業者 法人：法人市民税、固定資産税、消費税・地方消費税
個人：市民税、固定資産税、消費税・地方消費税
 - ・尾花沢市外の業者 法人：法人税、消費税・地方消費税
個人：所得税、消費税・地方消費税
 - ⑩誓約書(HPからダウンロード) ⑪返信用封筒(郵送の場合、84円切手を貼付し、宛先を記入してください)
- 【設計・測量・調査・コンサルタント】上記①④⑥～⑪のほか、次の書類
- ①測量・コンサルタント業者総括表
 - ②測量等実績調書
 - ③技術者経歴書
 - ④登録証明書
 - ⑦商業登記簿謄本(法人)、身分証明書(個人)

●提出様式／国土交通省または山形県様式に準じて、A4版ファイル綴で提出してください。

※上記以外の業種(物品等)については、指名登録を行っていません。

※経営規模等評価結果通知の更新があった場合は、最新のものを提出してください。

■尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の建設工事等入札参加資格審査申請書を受け付けます

- 受付場所／尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 ☎(23)2161 〒999-4221 尾花沢市大字尾花沢1706-4
- 受付期間・時間／尾花沢市と同様
- 有効期間等／尾花沢市の表と同様(ただし、有効期間を令和3年6月1日～令和5年5月31日とする。)
- 提出書類／【建設工事】
尾花沢市の①～⑪のほか、水道施設工事を申請する場合は、次の書類も提出してください。
 - ・給水装置工事主任技術者証の写し
 - ・配水管技能者登録証の写し(日本水道協会)
 【設計・測量・調査・コンサルタント】 尾花沢市と同様
- 提出様式／尾花沢市と同様
- 1月上旬にホームページに詳細を掲載します。

■北村山公立病院の指名競争入札参加申込を受け付けます

- 令和3・4年度に、北村山公立病院の「物品・役務」、「設計(コンサル)」、「建設工事」、「小規模建設工事」の指名競争入札に参加を希望する方は、必要書類を提出してください。
- 受付期間／1月20日(水)～2月19日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時 ※土・日・祝日を除く
 - 提出書類／申請する業種により異なります。北村山公立病院のHP(入札情報)をご覧ください。
 - 提出方法／持参または郵送
 - ホームページ／<https://www.hosp-kitamura-yama.jp/>
 - 問い合わせ／北村山公立病院 経営管理課業務係 ☎0237(42)2111【内線2100、2102】
〒999-3792 東根市温泉町二丁目15番1号

農家・事業主の方へ 固定資産税の償却資産申告のお知らせ

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。



※固定資産税の償却資産申告と確定申告の経費計上申告は別々に行う必要があります。

申告対象者

市内に事業用の償却資産を所有している方(個人・法人を問いません)

申告する資産

土地及び家屋以外の有形固定資産で次のもの

- ①所得税および市県民税または法人税の所得計算上、減価償却の対象となる資産
- ②耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の資産
(所得税の申告で一括償却する20万円未満の資産は対象外)
- ③賃借人(テナント等)の場合、自らが施工した内装、造作、建設設備等の資産
- ④事業用に使用できる状態の資産

例：未稼働資産・遊休資産(いつでも稼働できる状態にあるもの)

※中古で取得した資産・耐用年数を過ぎた資産等も申告対象となるのでご注意ください。

※軽自動車税・自動車税の課税対象は除きます。(ただし大型特殊自動車は申告対象)

申告のしかた

申告書等は12月中に送付しています。

- ①「申告の手引き」を参照の上、申告書を記入し提出してください。
また、廃業した方(例えば、農業を辞め、所得税の申告で「農業申告」をしていない方)も、「廃業」等を備考欄にご記入の上、提出をお願いします。
- ②申告書が届かなかった方で、申告対象者に該当する方は、下記までご連絡ください。

申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月) ※早めの提出にご協力をお願いします。

実地調査

固定資産の状況を把握するため、地方税法第408条に基づき、実地調査を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎市民税務課 資産税係【内線125～127】